

学校いじめ防止基本方針（令和7年10月1日改定） 四国中央市立川滝小学校

<キーワード> どの児童生徒にも起きうるという認識 児童生徒の命を守り抜く使命 早期発見、速やかな組織としての対応 情報・認識の共有と行動の一元化 表には現れにくい心理的・精神的な被害の発見 深刻か否かの正しい判断 警察や学校設置者との相談と連携 居場所づくりと絆づくり（自己有用感） 基本的な生活習慣や行動規範の獲得 SNSなど、ネット上で起きるいじめについての研修と対応

はじめに

いじめは、被害者の心身や人生において深刻な傷を負わせるばかりでなく、かけがえのない命まで奪う犯罪行為です。しかし、その多くは違法・触法ではないため、見過ごしたり、よくあるトラブル等として見逃したりしやすいという特徴があります。したがって、物理的・身体的な被害だけでなく、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にしていかなければなりません。さらに、深刻と感じるものもあれば、軽いふざけにしか見えないものまで、その様態が様々です。行為自体の問題性の軽重で深刻か否かを判断するのではなく、被害者にもたらす心身の苦痛を見据えて深刻か否かを判断する必要があります。

また、授業や行事の中で、どの児童生徒も落ち着いていられる「居場所」をつくりだすことや、自己有用感が持てるような教育活動を行うことで、平素より深刻ないじめが発生するリスクを抑える努力も必要です。人を攻撃しない強さや自信を培うために、人と関わることを喜びと感じる体験等は不可欠です。

そして、将来のため、授業や行事を通して基本的な生活習慣や行動規範を獲得することも大切です。児童生徒自らが主体的に活動しながら、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう、一人一人の児童生徒が活躍できるような場面を意識的につくっていくことが必要です。

被害を受けている児童生徒を一刻も早く発見し守る「早期発見」の取組として、記名式のアンケートや心理検査、定期教育相談などを行う必要があります。しかし、どの児童生徒も被害者・加害者、両方になりうるという認識をもち、全ての児童生徒について普段から観察を怠らず、小さな変化も見落とさないようしなければなりません。

いじめを発見したり、その情報が入ったりしたときには、児童生徒の生命の安全確保が何よりも優先されます。迅速で適切な組織としての対応が必要です。個人的な判断で情報が停滞したり、対応しないまま放置されたりすることがあってはなりません。また、あらゆる情報を集約し、組織的に判断・対応していかなければなりません。そして、組織として共通認識の下、行動の一元化を図り、児童生徒の命を守り抜いていかなければなりません。さらに、重大事案と判断した場合は、警察や学校設置者に相談・連携を求める必要が

あります。暴力を伴ういじめにおいて加害者への指導が困難である場合、また、SNS等、ネットを介してのいじめに対して、学校単独で対応することが困難と判断された場合には、案件に応じた専門機関との連携が急務です。

本校教職員は、この方針に基づき、「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうる」との認識の下、全力でいじめ未然防止、早期発見・解消を目指します。そのために、校長は強いリーダーシップを発揮し、これらのことを確実に実行するとともに、いじめ問題に関する研修、いじめ防止に資する環境づくりを推進します。

川滝小学校長

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの防止等の対策に関する学校の基本理念

ア いじめの防止

いじめは、どの児童生徒にも起こりうる。より根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象にした、いじめ未然防止のための教育活動が重要であり、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間を育てることが必要である。また、いじめを許さない土壌を作るために、教職員が一体となった継続的な取組をする必要がある。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。さらに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭にも認識を広め、一体となって児童生徒の健全育成に取り組む必要がある。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しておかなければならない。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えると同時に、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

ウ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじ

めを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携が必要である。

このため、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておき、組織的な対応ができるよう体制整備を行う必要がある。

エ 地域、家庭との連携

社会全体で児童生徒を守り、健やかな成長を促すため、学校関係者や地域、家庭との連携が必要である。PTAや地域の関係団体といじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ問題について、地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

オ 関係機関との連携

いじめたとされる児童生徒に対し必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要である。警察や児童生徒相談所等との適切な連携を図るため、平素から、関係機関による取組と連携して、情報共有体制を構築しておくことが重要である。

- 児童生徒が楽しく学びつつ、生き生きとした学校生活を送れるように全力を尽くし、安心して学習その他の活動に取り組める環境を整える。
- 個に応じた分かりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図る。
- 地域や家庭と連携を密にし、いじめの早期発見に努め、全力を挙げて未然防止の対策をとる。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童生徒等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めなければならない。例えば、いじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法

第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の命、身体又は財産に重大な被害が生じないよう、直ちに警察に通報することが必要なもの含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの態様

ア 言語的攻撃の例

- 脅し文句、嫌なことを言う。
- 本人の嫌がるあだ名で呼ぶ。
- 身体や動作などについて「くさい」「汚い」「ぐず」などの不快な言葉を用いて悪口を言う。
- 「点取り虫」「～と仲がいい」など冷やかしたり、からかったりする。

イ 身体的攻撃の例

- 軽くぶつかったり、蹴ったり、通るときに足をかけたりする。遊ぶふりをして叩いたり、肩パンチをしたり、プロレスごっこや武術の技などの練習台にしたりする。
- ひどくぶつかったり、叩いたり、殴る、蹴る、つねる等の暴力を振るう。
- 靴に画鋸やガム等を入れる。
- 衣服を脱がせたり、髪の毛を切ったりする。

ウ 社会的攻撃の例

- パソコンやスマートフォン(携帯電話)で、ネット上(SNS等)に誹謗や中傷、恥ずかしい画像等の情報をアップしたり、拡散させたりする。
- 仲間はずし、集団による無視をされる。また、仲間はずれにするように第三者に働きかける。
- 恐喝、たかり、物を売りつける。ゲームソフトなどを「借りる」と称して返さない。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ネット上で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- 使い走りをさせたり、万引きやかつあげを強要したり、登下校時に荷物を持たせたりする。

なお、いじめの様態について固定観念にとらわれず、児童生徒理解と実態把握の中で早期発見に努めなければならない。また、変化の激しい現代において、その様態は変容したり、新たな様態が発生したりする可能性があることを認識しなければならない。

(5) いじめ問題の理解

ア いじめをとらえる視点

- 一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為である。
- 当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている。
- いじめは力の優劣の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われることにより、いじめられる児童生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。

イ いじめの構造

- いじめは意識的かつ集団的に行われることにより、いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切られ、絶望的な心理に追い込まれる。
- いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成立する。

ウ いじめる心理

不安や葛藤、劣等感、欲求不満などのいじめる側の心理を読み取る。

＜いじめの衝動を発生させる原因＞

- (ア) 心的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする。）
- (イ) 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる。）
- (ウ) ねたみや嫉妬感情
- (エ) 遊び感覚やふざけ意識
- (オ) いじめの被害者となることへの回避感情
- (カ) テレビ番組やネット動画等の安易な模倣等

2 いじめの未然防止等のための対策

(1) 学級経営の充実

○ 児童生徒の実態把握

児童とのふれあいを通して、表情や会話などから児童生徒の心の状態を把握するとともに、アンケートや質問紙等の結果を指導に生かす。また、複数の教員で児童生徒理解につながる情報を伝え合う。

○ 学級づくり

学校の教育目標の基本方針に沿った共通のめあてをもって、一人一人の個性を尊

重し、互いを認め合う雰囲気をつくる。掲示物の工夫をしたり、授業前の環境整備を習慣付けたりする。

○ 人間関係づくり

共同体験を通した認め合い・支え合いを、活動の中に意図的に仕組み、交流を促進する。友達とうまく関われない児童生徒には、教師が仲立ちをしたり、手本を示したりする。そして、児童生徒のよさを引き出す活動の工夫やよさを学級に広げる声掛けなどをする。

○ 規範意識

学校生活のルールについて共通理解を図り、「指導」と「見守り」のバランスをとりながら指導方針に「ぶれ」が生じないようにする。ルールを守れない児童生徒を指導するばかりでなく、守れている児童生徒をしっかりと認める。また、発達段階に応じた指導を展開するために、家庭と丁寧なやりとりをする。

○ 分かる授業・楽しい授業

称賛やうなずきで発言を受容的に受け止め、よさや頑張りを多面的に認める。指導過程の中に、自力解決や集団解決の場を位置付けたり、具体物や視覚的な資料など、きめ細やかな支援をしたりする。また、児童生徒のつまづきを予想し、支援の方法を明確にして授業に臨むようにする。

○ 開かれた学級づくり

教職員間で、児童生徒の様子などについて情報交換できる場を確保し、組織で担任の学級経営をサポートする体制をつくる。相談員、スクールカウンセラーなど、専門的な知識や技能をもった外部の人材を積極的に活用する。

○ 保護者との連携

学級通信や懇談会などで、学級の取組の様子を積極的に発信するとともに、保護者が抱えている思いや不安、悩みを受け止める。解決策を家庭に求めるのではなく、具体的な手だてを示すなどして共に考え、電話連絡だけでなく、保護者と直接会って話をするなど、家庭との連携を密にする。

(2) 人権・同和教育の充実

ア 縦割り班活動を通して、高学年が低学年を思いやる気持ち、低学年が高学年に感謝の気持ちをもつ心を育て、認め合い、支え合う仲間づくりを進める。

イ 全校で「なかま集会」に取り組み、人権劇を通して身の回りの不合理や問題に気づき、自分たちの生活を見直し、仲間の大切さについてより深く考える態度を養う。

ウ 同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に関する学習を進める。特に6年生では、不合理な差別が今もなお残されていることを理解させるとともに、差別を許さず、差別をなくす生き方を学ばせる。

(3) 道徳(科)教育の充実

ア 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成する。

○ 低・中・高学年別に、重点目標を設定する。

- 年間指導計画を立て、学級の実態に即した指導を行い、実践力の育成を図る。
 - イ 友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導する。
 - 資料を分析し、資料提示の仕方、発問、板書等について、児童生徒の心情を高める適切な指導方法を工夫する。
 - 一人一人の考えが内面から語られ、実感的に深められるような表現活動を工夫する。
- (4) 体験活動の充実
- ア 奉仕活動を通して、豊かな心を育てる。
 - イ 自然体験等の本物の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を取り入れる。
- (5) 児童生徒の主体的な活動（児童・生徒会活動等）
- ア 異年齢集団活動を通して、思いやる心、相手の立場になって思考する態度等、望ましい人間関係を築く基礎を培う。
 - イ 集団の一員としての責任感や役割を分担し、協力し合う態度を育てる。
 - ウ 自発的、自治的な実践活動を通して、自主的な態度を育てる。
- (6) 分かる授業づくり
- ア 学習規律を守り、全員が落ち着いて学習できるようにする。
 - 授業の始めと終わりの挨拶を徹底する。
 - 話すとき、聞くととき、書くときの姿勢を正し学習に集中できるように指導する。
 - イ ねらいを明確にし、わかりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図る。
 - わかりやすい板書やノート指導に力を入れる。
 - 教具やワークシートの工夫をし、児童生徒が楽しく取り組めるようにする。
 - ウ 一人一人が活躍する場を工夫し、達成感や成就感を味わわせる。
 - 少人数のよさを生かし、一人一人が「できた」「わかった」と感じる学習を工夫する。
 - 一人一人の学習の定着度を確認しながら学習を進め、個別指導を充実させる。
- (7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）
- 「ふれあいタイム」での発表活動後の「感想発表コーナー」において、発表者及びグループのよいところを見付け、積極的に表現する習慣を身に付けさせる。
 - 「かがやきカード」に友達の善行を積極的に書き、発表することで、認め合うことの素晴らしさに気付かせ、認め合い、支え合う仲間づくりを推進する。
 - 全校集会「なかま集会」における人権劇発表の中で、友達や周囲の人々とのよりよい関わり方を思考させる。
 - 緑の少年団活動、児童・生徒会活動、地域との連携した行事等の活動の中で、学年を越えた仲間との協力の仕方や関わり方を学ばせる。
 - ゲストティーチャーや地域のボランティアの方々と積極的に触れ合い、感想やお礼の言葉を伝えることで、感謝の心や礼儀を大切にする態度を育てる。

- ソーシャル・スキル・トレーニング等の手法も取り入れながら、よりよい人間関係を構築する力の育成を図る。
- (8) 相談体制の整備（教育相談の充実、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員等の活用）
 - ア 保護者や児童生徒との信頼関係を深め、相談しやすい体制づくりに心がける。
 - 児童生徒との関係

日頃から児童生徒一人一人に関心をもち、児童生徒のよいところを見つけるという姿勢で関わる。また、児童生徒の様子をよく観察し、気になる場合は個別に声を掛けて話を聞く。
 - 保護者との関係

授業参観等の学校行事で来校した時は積極的に挨拶し、児童生徒のがんばっている姿などを伝えて、教員に対する安心感をもてるようにする。また、音読カード、漢字練習がんばり賞等を活用し、児童生徒のよい点や成長した一面などの学校での様子をできるだけ伝え、保護者からコメントがあった場合は丁寧に応えて信頼関係を築くように努める。
 - イ 教育相談体制の充実を図るとともに、ハートなんでも相談員等と連携して迅速に対応する。
- (9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - ア インターネット（スマートフォン）に関する正しい知識をもたせ、利用の実態を知り、個人の生活スタイルや人間関係に目を向ける。
 - インターネット（スマートフォン）の利用状況把握

定期的にアンケート調査を行い児童生徒の実態を把握し、必要に応じて個別指導をしたり家庭と話し合ったりする。
 - インターネット（スマートフォン）の利点と欠点の理解

インターネット（スマートフォン）の効果的な活用方法や社会的に問題になっている事柄について学習する場を設けて指導する。
 - イ デジタルを活用して善き社会参画を促すために「デジタルシティズンシップ」を身に付けさせる。
 - インターネット（スマートフォン）使用のルール作り

1人1台端末のルールを作って指導するとともに、家庭でのパソコンやスマホなどのルールづくりを呼び掛ける。（家庭での約束・フィルタリング設定等）
 - 被害者、加害者にならない、加害行為に手を貸さない「情報モラル教育」

被害者や加害者にならないため、また加害行為に手を貸さないために、具体的な事例を挙げて指導する。（いじめ、個人情報の公表、コンピューターウイルス、架空請求、闇バイト等）また、指導については、その場限りになるのではなく、常態的かつ継続的に教育活動全体を通して行うこととする。
 - SNSのトラブルへの対応

SNSのトラブルは、学校外で生じることも多いため、早期発見・対応ができ

るよう、保護者との連携・相談体制を構築する。

ウ インターネット上の学校非公式サイトやプロフ等の定期的な巡回・閲覧活動を実施する。

○ 巡回・閲覧活動及び被害発生時の対処法の校内研修

校内で巡回・閲覧活動を行う担当を決め、定期的に情報交換する場を設けるとともに、被害が発生した時の対処法等について研修する。

○ 相談窓口

被害があった場合は、接続プロバイダや掲示板運営者に対し、削除の申し出や発信者情報開示の請求を行う。また、関係機関への通報・相談を行う。(警察、法務省の人権擁護機関、財団法人インターネット協会が運営する「ホットラインセンター」、社団法人テレコムサービス協会内に設置された「違法・有害情報相談センター」等)

エ 情報モラル研修を充実させる。

○ 教職員に対する研修

情勢が日々変化する昨今の情報社会において、適切な教育が行える体制を整えるため、全教職員の指導力向上を目指し、研修を行う。

○ 保護者啓発

情報提供や研修会の実施等によって、保護者と連携し、児童の安全を確保する。

(10) 発達障がい等への共通理解

ア 児童生徒が抱える障がい特性や配慮事項を把握するとともに、全教職員が情報を共有し、全校体制で支援・配慮をする。

イ 成就感や達成感のある教育活動を展開し、互いを認め合い、支え合う学級づくりを目指す。

ウ 受容的な態度で教育相談を行ったり、日常的に保護者と情報交換を行ったりすることで、信頼関係の構築をする。

エ 特別に配慮が必要と考えられる児童生徒に対しては、個別の教育支援計画を作成したり、関係専門機関と連携して具体的な支援の方向性や手立てについて検討したりして、実践する。

(11) 校内研修の充実

ア いじめについての理解、いじめの未然防止や早期発見についての研修を定期的に行う。すべての教職員が、いじめやいじめ重大事態の定義及び対応について共通理解し、対象児童とその保護者に寄り添った円滑かつ適切な対応がなされるよう、学校のいじめ防止基本方針と法令等について理解を促す。特にいじめ重大事態については、ガイドラインについて確実に周知徹底をしておく。

イ 専門的な分野から講師を招く等して、カウンセリング演習を実施し、教職員が目的意識をもって実践的な知識・経験が得られるような研修を行う。

ウ 学級経営上の諸問題やいじめを許さない集団づくりについての研修を行う。

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

ア 幼・保、小、中、高の連続性を考慮して教育活動を進める。(学校種間の連携)

○ 小学校での役割を認識し、小学校として何に取り組むのかを年間指導計画の中に位置付け指導に生かす。

イ 学校間での交流や情報交換を行う。(学校間の連携)

○ 近隣の学校と学校行事や体験活動を合同で行う等、他校の児童生徒との交流を取り入れ、望ましい人間関係づくりに必要な力を育む。

○ 適応指導教室や通級指導教室等と連携を図るとともに、近隣の学校間で定期的な情報交換や研究協議を行う。

○ おやじの会等、共同で夜間補導を行う。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭(保健主事)、(ハートなんでも相談員)

※ 場合に依じてPTA役員、学校評議員、児童生徒をまもり育てる協議会の代表者で構成する。さらに、必要に応じて外部専門機関等と連携する。

(3) 活動内容

ア 早期発見のための研修

(ア) 児童生徒の声に耳を傾ける。

○ 挨拶運動を展開する中で、児童生徒とのコミュニケーションを図るとともに、受容的な態度で児童生徒の話を聞く。

○ 児童生徒のつぶやきやさりげない受け答えの中に問題が潜んでいないか注意しながら聞き、児童生徒が興味をもっていることや流行していることなどの把握に努める。

○ 声の調子や言葉遣いを聞く中で、弱い立場に置かれている児童生徒はいないか、失敗等が原因で仲間から避けられている児童生徒がいらないか観察に努める。

(イ) 児童生徒の行動を注視する。

○ 積極的に児童生徒と向き合う時間を確保し、共に活動したり遊んだりする中で、児童生徒の個性や交友関係の把握に努める。

○ ペアでの活動やグループ活動及び作業において、児童生徒同士の人間関係に問題はないか注意して観察することで、問題の早期発見に努める。

○ 登下校やランチルームでの昼食の際、普段と違った変化はないか、表情に曇りはないか等を注視する。

イ アンケート等の調査の工夫

毎月行う「こころのアンケート」と各学期行う「こころのアンケート」の2種を実施し、いじめ問題や児童生徒の悩み等の把握に努める。

○ 毎月行うアンケートは、現在「つらいことやなやんでいること」があるかを

問い、ある場合はその内容を記入するようにしている。

- 各学期行うアンケートは、質問数を増やし、より質問項目を具体的にいじめ問題や悩みについて問い、児童生徒の困った状況を見逃さないようにしている。

ウ 相談活動の充実

少人数を生かし、学級担任は1日1回全員の児童生徒に声を掛け、信頼関係構築を図りながら、児童生徒の健康や家庭状況等を把握することに努める。その際、普段との違いや変化を見逃すことなく発見し、プライバシーや個人情報に配慮しながら、教育相談を速やかに実施する。

また、学級担任は早期解決が難しいと判断した場合には、問題を個人で抱え込まず、ハートなんでも相談員や生徒指導主事、管理職等に協力を求め、当該児童生徒の希望に添って教育相談を依頼する。

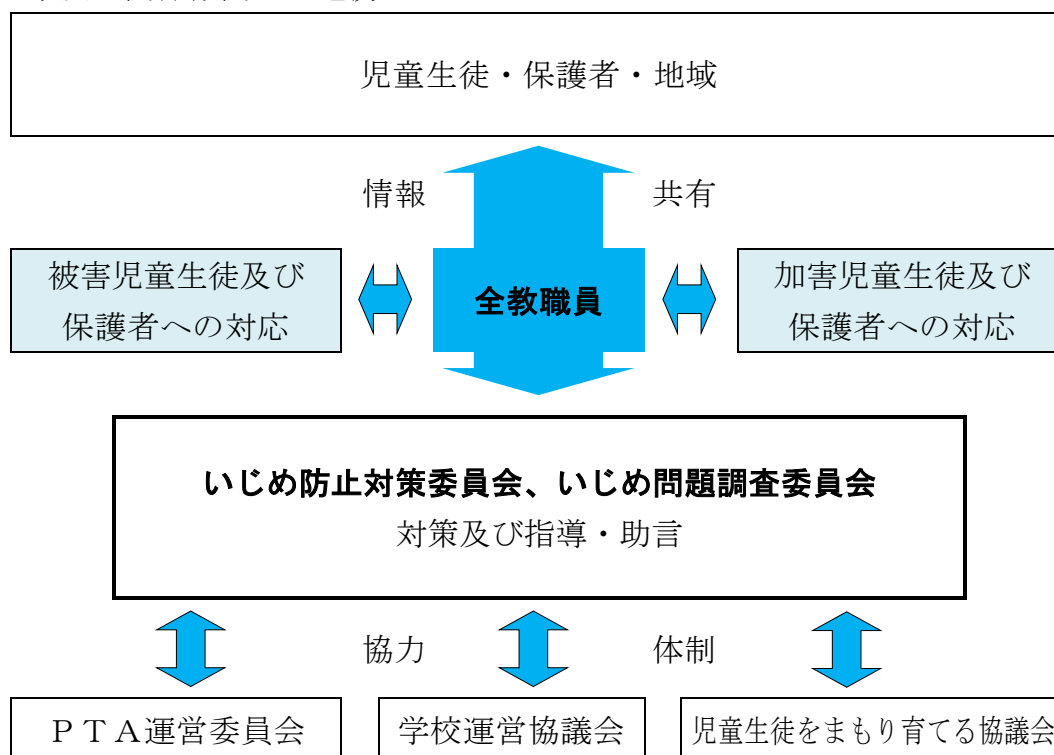
なお、学級担任は教育相談の内容や児童生徒の変容について記録・整理し、事後の指導に生かす。

エ 保護者との連携、情報の共有（相談窓口の周知徹底等）

- 学校・学年便りやホームページで情報を共有し、いじめ問題に向けた学校の取組や方針を伝える。

- P T Aの会合や参観日等で、家庭同士のネットワークづくりを推進する。

オ 地域及び関係機関との連携



- ※ 速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ※ その後、協議事項の情報を、全教職員に提供し、協力体制を整える。
- ※ 事案に応じて、P T A運営委員会、学校運営協議会、関係機関等への連絡、対応、協議を行う。

4 いじめが発生した場合の組織の設置

(1) 名称 「いじめ問題調査委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭(保健主事)、(ハートなんでも相談員)

※ 場合に応じてPTA運営委員、学校運営協議会委員、児童生徒をまもり育てる協議会の代表者で構成する。

(3) 活動内容

ア 事実確認、情報共有

いじめの情報を得た場合は、いじめ問題調査委員会での話し合いを基に、加害者・被害者・傍観者・観衆の指導等、当該学年を中心に複数の教員で事実確認を行う。速やかに全教職員と関係者へ氏名、いじめの内容等の情報を共有し、協力を求める。いじめの内容やその対応については、正確な記録を残す。

〔 情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのような等）を明確に示すこと。 〕

いじめられた児童生徒の保護者には、できる限り早い時点で連絡する。保護者の希望により、学校または家庭訪問の形で本人・保護者・教職員・管理職で話し合いをし、今後の対策を相談して同意を得る。その話し合いには、学級担任・生徒指導主事が参加する。必ず、学校長・教頭の指示及び協力を仰ぐ。

いじめた児童生徒の保護者にも、いじめが確認された時点で事実を連絡する。親からの指導を依頼するとともに、学校側の方針を伝え、理解を求める。いじめについて事実の確認を行った後、全校生徒に対して「いじめは絶対に許さない」ことを話す。

イ 被害児童生徒・保護者に対する説明、支援

(ア) 被害児童生徒への対応

- 教職員は被害児童生徒の味方であることを伝え、丁寧に話を聞く。
- 悲しい気持ちに共感しながら、被害児童が安心できる居場所づくりに努める。
- 解決方法については、本人の同意を得て進める。

(イ) 被害児童生徒の保護者への対応

- いじめの事実と学校での対応を伝える。
- 学校の反省点を伝えながら、今後の協力を依頼する。
- 注意事項を確認し、今後の連絡の在り方を確認する。
- 児童生徒の変化を注意して見ることを依頼する。

ウ 加害児童生徒への指導及び保護者への支援

(ア) 加害児童生徒への対応

- 児童生徒が心を開くような環境で話を聞く。
- いじめの認識があるかどうかを見極める。
- じっくり話を聞き、自分がどれだけ相手を傷付けたか考えさせる。

- いじめは犯罪であるとともに人権侵害であり、人の命を奪う凶器であることを理解させる。
- 被害者に対し謝罪し、再発防止に向けて支援する。
- 日記指導等を行い、自分の行動をしっかりと振り返らせるとともに、社会の一員としてのルールやマナーを身に付けさせる。

(イ) 加害児童生徒の保護者への対応

- いじめの事実を伝え、親の理解を得た上で、学校と保護者が連携して対応を進めていく。
- 児童生徒と必要に応じて話し合いを行う。
- 注意事項を確認し、今後の連絡の在り方を確認する。
- 必要に応じて、いじめ防止対策委員会の助言を仰ぐ。

エ 教育委員会への報告、連絡、相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合には、教育委員会に迅速に報告し、共に対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。

オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）

カ 懲戒

いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要と認めるときには、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にならず教育的配慮の下、児童生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

キ 出席停止

被害児童生徒の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講じる。早期に教育委員会と連携し、指導要録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。

ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

ケ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

（「ク」と同様の対応を図る。）

5 重大事態への対処

重大事態とは……

- ◇ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
（児童生徒が自殺を企画した場合等）
- ◇ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席するような場

合などは、迅速に着手する。)

※ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。たとえ、学校が「重大事態ではない」と判断したとしても、児童や保護者から申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして対応する。

※ 「認める」について、「考える」「判断する」という意味であり、「確認ができた」という意味ではない。重大事態として捉えて、結果、重大事態は発生していなかったという結論に至ることはあり得る。

(1) 調査組織

学校長の求めにより「いじめ問題調査委員会」を開く。

(2) 対応

ア 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

ア いじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。

イ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

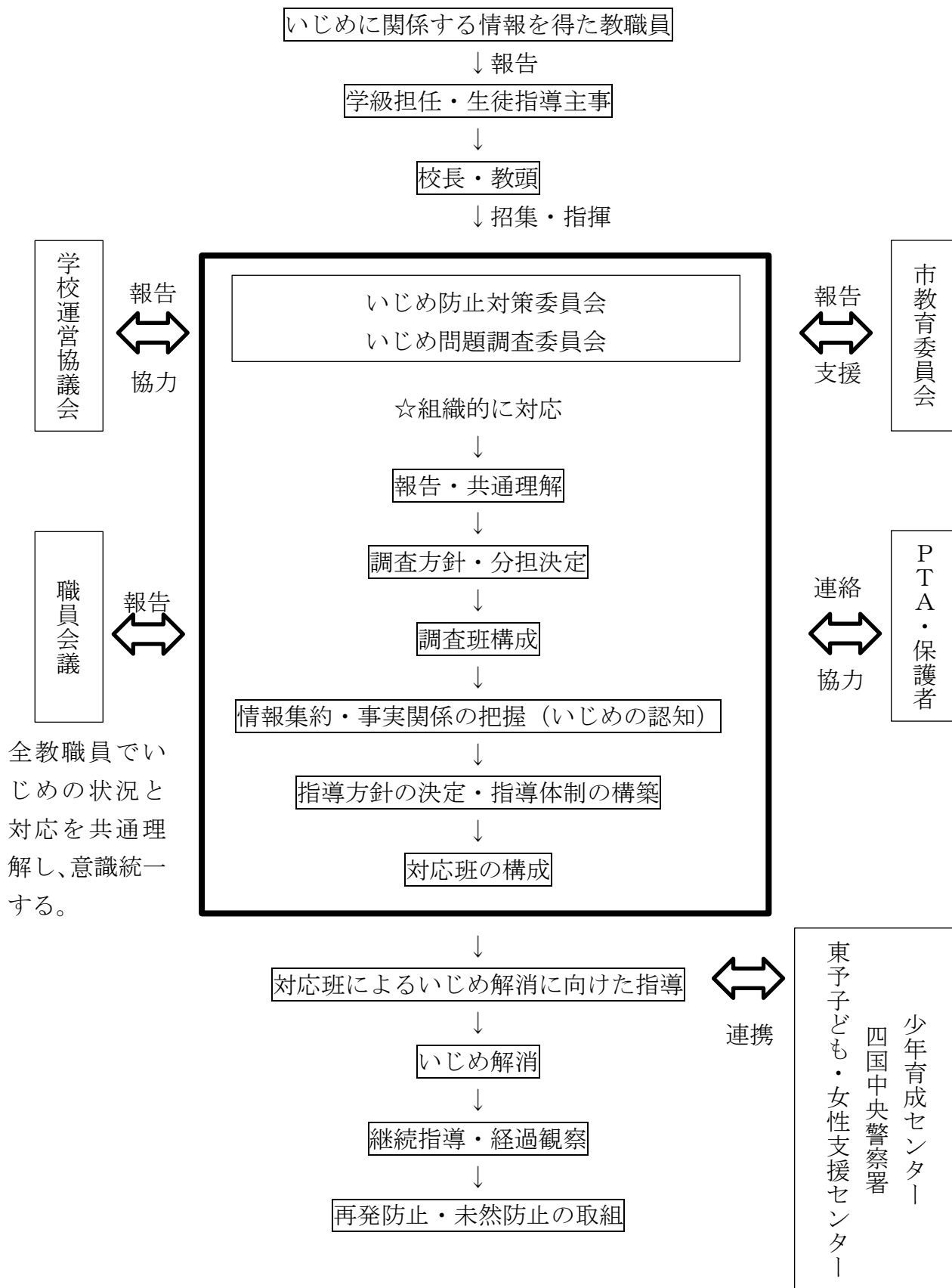
いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開について

学校のホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。

8 平時からのいじめ及びいじめ重大事態対応への備え

(1) いじめ初期対応のフローチャート



(2) いじめ重大事態に対する平時からの備え

【学校における平時からの備えに関するチェックリスト】

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐